

（仮称）葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例（素案）に対する区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例の制定に当たり、広く区民の意見を取り入れるため、区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施したので、結果を報告するもの

1 閲覧・意見提出期間

令和6年12月9日（月）～令和7年1月7日（火）

2 閲覧資料

（仮称）葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例（素案）

3 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所（6か所）、区民サービスコーナー（3か所）、図書館13か所（中央館、地域館、地区館）、建築課 計24か所
また、区ホームページからも閲覧できるようにした。

4 提出された意見

意見提出者2人、意見数2件

5 提出されたご意見の内訳

第2条 建築士が説明を要する建築物の用途について	1件
その他	1件

6 提出された意見と区の考え方

別添のとおり

**（仮称）葛飾区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模
を定める条例（素案）の区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）により提出された意見に対する区の考え方**

【取扱いの凡例】 ◎：計画（案）に意見を反映する ○：計画（素案）に入っている △：計画・事業の推進に当たって参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	第2条	住居用途は戸建、共同住宅、分譲、注文、賃貸問わず、説明義務制度の対象でよいと思います。	○	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づき、説明義務は条例で定める用途・規模の建築物の設計を行うときに、当該建築物へ設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る一定の事項について、建築主に説明しなければならないもので、戸建て住宅や共同住宅の設計を行うときは、分譲、注文、賃貸を問わず説明義務の対象となります。
2	その他	駐車場、回廊の屋根等、できるだけ、太陽光発電システムの設置をお願い致します。特に、公共施設を率先して設置をお願い致します。近隣の環境にも配慮しなくてはなりません、公園など、設置しやすいと思われるので、建築物も同様ですが、基準設定と説明責任をお願い致します。	△	太陽光発電システムの設置を促進するに当たっては、区が率先して公共施設に設置し、区民や事業者等に範を示していく必要があります。そのため、区では公共施設の新築や改築等の際に太陽光発電システムの設置を進めております。今後は、新築・改築以外の施設にも設置を進めていく必要があり、設置場所については築年数や設置可能容量、レジリエンスの観点など様々な要素・基準などを総合的に判断し、決定してまいりたいと考えています。なお、設置の際は十分に周辺環境に配慮した対応や説明を行ってまいります。